

令和5年度農業委員会総会・

令和5年6月 農業委員会定例会

議 事 録

1. 開催日時 令和5年6月22日(木) 13:30(開会)
15:10(閉会)

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊(欠席)
3番	横内 知恵美(欠席)	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳(欠席)
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公(欠席)	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一(欠席)	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 令和4年度韮崎市農業委員会業務報告について

議案第2号 令和4年度農地法に基づく処理業務報告について

議案第3号 令和4年度農業者年金業務報告について

議案第4号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
について

議案第 5 号	令和 5 年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）について	
議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	12 件
議案第 7 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件
議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	8 件
議案第 9 号	農地法第 5 条事業計画変更申請の承認について	1 件
議案第 10 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農地利用集積計画の承認について	3 件
議案第 11 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	5 件
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	1 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	2 件
報告第 3 号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 （非農地判断）について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長：結城 正剛

事務局 次長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

< 事務局 長 >

ただ今から令和 5 年度農業委員会総会及び令和 5 年 6 月農業委員会定例会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

< 会 長 >

（会長あいさつ）

< 事務局 長 >

続きまして、内藤市長よりあいさつをお願いいたします。

< 市 長 >

（市長あいさつ）

< 事務局 長 >

ありがとうございました。内藤市長におかれましては、他の公務があるため退席させていただきます。

< 事務局 長 >

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

< 議 長 >

本日、出席委員は農業委員 19 名中 16 名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、19番 新奥 長生 委員、2番 菊島 博文 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号から3号までは令和4年度の事業報告になります。議案第4号及び第5号につきましては、令和4年度活動の点検・評価及び令和5年度の活動計画になります。

議案第6号	農地法第3条の規定による申請の承認について	12件	27,371 m ²
議案第7号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	59 m ²
議案第8号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件	9,263.35 m ²
議案第9号	農地法第5条事業計画変更申請の承認について	1件	8.22 m ²
議案第10号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	3件	3,958 m ²
議案第11号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	5件	11,117 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件	5,289.30 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	1,907 m ²
報告第3号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 (非農地判断)について	1件	22,423 m ²
合計		34件	81,395.87 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、

5月30日、令和5年度全国農業委員会会長大会に柳本会長が出席いたしました。

6月7日、山梨県農業会議常設審議委員会及び山梨県農業会議理事会及び山梨県農業委員会協議会理事会に柳本会長が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「令和4年度韮崎市農業委員会業務報告について」、議案第2号「令和4年度農

地法等に基づく処理業務報告について」、議案第3号「令和4年度農業者年金業務報告について」、以上3案件につきましては、一括して議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、令和5年度農業委員会総会議案集の1ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第1号・議案第2号・議案第3号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは議案第1号、議案第2号、議案第3号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号、議案第2号、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

<議長>

次に議案第4号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の6ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第4号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは議案第4号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。よって、議案第4号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」の(案)の削除をお願いいたします。

<議 長>

次に議案第5号「令和5年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の12ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第5号、説明)

<議 長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは議案第5号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。よって、議案第5号「令和5年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」の(案)の削除をお願いいたします。

<議 長>

続きまして、農地法による承認・報告案件に入ります。

それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、令和5年6月農業委員会定例会議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが12件であります。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)財産分与による所有権移転の

申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）競売案件による所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人の希望による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、申請番号1番から12番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第6号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第7号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の6ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條西割、住宅進入路のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：土橋委員
（委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第6号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第8号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の7ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、8件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中島二丁目他、資材置場建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤中坊来石他、駐車場建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保三百水、資材置場建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保三百水他、工場用地のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は一ツ谷西岩下、貸駐

車場建設のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、工場用地のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町上條東割築地、資材置場建設のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下条西割下条他、住宅進入路のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長
申請番号2番 : 横森（隆）委員（横内委員が欠席のため）
申請番号3番・4番 : 横森（隆）委員
申請番号5番 : 菊島委員
申請番号6番 : 笹本委員（久保田委員が欠席のため）
申請番号7番 : 野田委員
申請番号8番 : 土橋委員
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

7番の案件について、大型車の通行について確認はとれていますか？

<事務局>

申請者へ建設課と協議がしてあるのか確認が取れたところで、県へ進達をするようにいたします。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号、1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第8号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進

達いたします。

次に、議案第9号「農地法第5条事業計画変更申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集9ページをご覧ください。今月の事業計画変更申請の承認については、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、営農型太陽光発電施設再建のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員は私ですので、報告させていただきます。

申請番号1番：柳本会長
（委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第9号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を達いたします。

次に、議案第10号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の10ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：5年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：5年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：

5年、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第10号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第11号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。申請の中に、委員に関する案件がありますので、議案第11号が終了するまで、退席をお願いいたします。

<事務局>

議案集の12ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年5ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：3年5ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年5ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：10年5ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：3年5ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委 員>

1 番の案件について、新規就農の方ですか？

<事 務 局>

新規就農です。市外の方ですが、定年退職後にはぶどうを作り始めた、ということです。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 1 号、「経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第 1 1 号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事 務 局>

今月の報告案件、第 1 号から第 3 号について説明いたします。相続等による所有権移転が 1 件、通知が 2 件、非農地判断が 1 件です。議案集の 1 6 ページをご覧ください。

それでは、報告案件第 1 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」説明いたします。

申請番号 1 番 (土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は龍岡町若尾新田道白島他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号 1 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 申請地は穴山町稲倉他、合意解約の申請であります。

申請番号 2 番 (土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 申請地は穴山町稲倉、合意解約の申請であります

次に、報告案件第 3 号「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 (非農地判断) について」を説明いたします。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)
質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

小澤職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年度農業委員会総会及び令和5年6月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

- 書記：小屋 了
- 書記：志村 奈美